

## 平成28年第4回訓子府町議会臨時会会議録

### ○議事日程

平成28年11月25日（金曜日）

午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名（2名）
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第71号 専決処分の承認を求めることについて
- 第4 議案第72号 専決処分の承認を求めることについて
- 第5 議案第65号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第68号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第66号 平成28年度訓子府町一般会計補正予算（第8号）について
- 第9 議案第67号 平成28年度訓子府町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第10 議案第70号 財産の処分について

○出席議員（10名）

1番	上原豊茂君	2番	須河徹君
3番	河端芳恵君	4番	山田日出夫君
5番	工藤弘喜君	6番	余湖龍三君
7番	川村進君	8番	西森信夫君
9番	堤三樹磨君	10番	西山由美子君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
副町長	佐藤明美君
総務課長	森谷清和君
企画財政課長	伊田彰君
町民課長	原口周司君
福祉保健課長	谷方幸子君
農林商工課長	遠藤琢磨君
建設課長	山内啓伸君
上下水道課長	山本正徳君
会計管理者	八鍬光邦君
教育長	林秀貴君
管理課長	森谷勇君
子ども未来課長	渡辺克人君
社会教育課長	高橋治君
図書館長	三好寿一郎君
農業委員会事務局長	中山信也君
監査委員	山田稔君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	夏井宏樹君
議会事務局係長	本庄朋美君

◎開会の宣言

○議長（上原豊茂君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、平成28年第4回訓子府町議会臨時会を開会いたします。

◎議会運営委員長の報告

○議長（上原豊茂君） 余湖議会運営委員長から本日の議会運営について報告をいただきます。

○議会運営委員長（余湖龍三君） おはようございます。それでは、ただいま議長からご指示がありましたので、議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本日の午前9時から議会運営委員会を開催いたしまして、平成28年第4回臨時町議会の運営について、協議をいたしました。

本臨時会に町長から提出されている議案は7件、議員提案が1件であります。

なお、本臨時会については、町長からの行政報告はありませんので、平成28年第4回臨時会招集の挨拶を受けることとなっておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、会期につきましては、本日1日間とします。

また、議事日程につきましては、お手元に配布の資料のとおりでありますので、ご覧になっていただきたいと思います。

以上のとおり議会運営委員会で決定いたしましたので、議員ならびに説明員の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会からの報告とさせていただきます。

○議長（上原豊茂君） ご苦勞様でした。

◎開議の宣告

○議長（上原豊茂君） 本日の出欠報告をいたします。

本日は全議員の出席であります。

なお、清井農業委員長および仁木選挙管理委員長から欠席する旨の報告がありました。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（上原豊茂君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（夏井宏樹君） ご報告申し上げます。

本臨時会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりであります。

なお、本臨時会に町長から提出されております議件につきましては、議案が7件、また議員提案による議案が1件であります。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（上原豊茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第125条の規定により議長において、7番、川村進君、10番、西山由美子君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（上原豊茂君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（上原豊茂君） ここで、本臨時会招集にあたり、菊池町長からご挨拶がございましたので、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、本臨時会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、平成28年第4回臨時町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき厚くお礼を申し上げます。

それでは、本臨時町議会に提案しております概要を申し述べましてご理解を賜りたいと存じます。

はじめに一般会計補正予算についてであります。いずれも人件費の追加補正で、町職員の給与改定実施、あわせて町議会議員および町長、副町長、教育長の期末手当支給率を改定することとし、議会費、消防費、給与費を合わせて472万円追加補正を提案させていただきます。

次に、水道事業会計の補正予算についてであります。職員の給与改定実施分と4月の人事異動による給与の不足分合わせて190万6千円の追加にかかる補正予算を提案させていただきます。

次に、条例の一部改正についてであります。

特別職の期末手当支給率改定に伴い、町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正。

一般職の月例給、勤勉手当支給率、扶養手当の改正に伴い、職員の給与に関する条例の一部改正。

以上、2本の条例改正を提案させていただきます。

次に、町有林生産素材販売に係る財産処分について、議会の同意を求めるものでございます。

次に、2件の専決処分を行いましたので、議会の承認を求めるものでございます。

1件目は、議場の音響装置修繕に伴い、一般会計の議会費で349万円の追加補正を10月5日付けで専決処分いたしました。

2件目は、開盛水源の井戸の管内部が破損したことにより、取水ができなくなり、新たに井戸の設置が必要となり、このことに伴う水道用地取得費、水源施設整備工事費について、水道事業会計の予算補正を11月7日付けで専決処分いたしました。

以上、提案させていただいております7件の議案の詳細につきましては、副町長または担当課長から後ほど説明をさせていただきますので、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。本臨時議会招集のご挨拶といたします。

#### ◎議案第71号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第3、議案第71号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書31ページです。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 議案書の31ページになります。

議案第71号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるというものでございます。

今回の予算の専決処分につきましては、冒頭に町長のご挨拶にございましたように議場における音響装置が8月30日の点検で機能していないということが判明いたしまして、9月の議会では代替機をもってしのいできたところは議員ご存じのところでございますけれども、故障の原因を調査しました結果、基盤の取り替えをしなければならないという状況になりましたので、その修繕料を10月5日付けで専決処分を行ったという内容でございます。

それでは32ページをお開き願いたいと思いますけれども、この専決処分書により、この専決処分を行った平成28年度訓子府町一般会計補正予算（第7号）の内容を説明したいと思います。

まず、第1条で歳入歳出予算の補正後の歳入歳出それぞれ349万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ50億6,241万2千円とするものでございます。

第2項では、この補正における款項の区分ごとの金額でございますけれども、この次のページの1表のとおりでございますけれども、これについてはご覧いただくことといたしまして、その内容につきましては34ページの事項別明細書により説明をさせていただきたいというふうに思っております。

この34ページの上の表の歳入、18款、1項、1目、繰越金では、この専決処分の補正にあたりまして財源調整するというものでございまして、349万円を計上しております。

次に、下の表の歳出になりますけれども、これは1款、議会費、1項、1目の事業区分、右側の方ですけれども議会運営費では、議場のマイクロホン選択装置、マイクを選ぶ選択装置の基盤の経年劣化による故障で修繕をするものでございまして、費用として修繕料と

して349万円を計上したものでございます。

以上、専決処分の承認を求める内容について説明させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第71号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

#### ◎議案第72号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第4、議案第72号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書35ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（山本正徳君） 議案書35ページをお開きください。

議案第72号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりまして、これを報告し承認を求めるものでございます。

この専決処分につきましては、開盛水源の既存の井戸の管内部の破損により、砂等が堆積したことから、井戸からの取水ができなくなり、開盛水系地区の水道水の供給に支障をきたすため、早急に新しい井戸の整備が必要になったことから、急施を要したため11月7日付けで水道事業会計補正予算の専決処分を行ったものでございます。

次の36ページをお開きください。

この専決処分によりまして専決処分を行った平成28年度訓子府町水道事業会計補正予算（第2号）についての内容を説明させていただきます。

第1条では、平成28年度訓子府町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、次に定めるものとしたしまして、第2条で水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正するもので、4号の主な建設改良事業に開盛水源施設整備事業、事業費2,030万円を追加するものでございます。

次に、第3条で予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、水道事業費の営業費用を40万円追加し、水道事業費の総額を1億5,916万4千円とするものでございます。

次に、第4条で予算第4条本文かっこ書き中の4,185万6千円を6,215万6千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、資本的支出の建設改良費を2,030万円追加し、資本的支出の総額を1億4,218万3千円とするものでございます。

次の37ページ、平成28年度訓子府町水道事業会計予算実施計画（説明書）であります。これは一般会計の事項別明細書にあたるものであり、内容の説明をさせていただきます。

(1) 収益的収入及び支出であります。1款、1項、1目の原水及び浄水費につきましては、開盛水源施設整備事業の井戸掘削用地取得に必要な用地の測量のために委託料40万円を追加するものでございます。

(2) 資本的収入及び支出であります。1款、1項、1目の施設整備費につきましては、開盛水源井戸新設に1,650万円、付帯設備に350万円、合わせまして開盛水源施設整備工事として工事請負費2千万円を追加するものでございます。3目の固定資産購入費につきましては、この開盛水源井戸新設のために必要な水道用地831.56㎡の取得のため、土地購入費30万円を追加するものでございます。

次に、38ページのキャッシュ・フロー計算書につきましては、活動ごとの1会計期間の現金の流れを見るための報告書ですが、今回の補正に伴いまして、当初予算と比べ1の業務活動では当年度純利益37万円の減額、2の投資活動では有形固定資産の取得による支出が1,881万8千円増えたことによりまして、4の資金増加減少額が1,918万8千円の減少となり、6の資金期末残高につきましては4億534万6千円となります。これは消費税抜きの計算となっております。また別紙資料1で今回の補正予算にかかります投資的事業の内容を記載しておりますので、こちらも後ほどご覧いただくことといたしまして説明は省略させていただきます。

以上、専決処分の承認を求めることについての内容につきまして説明をさせていただきました。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） 6番、余湖です。この専決処分につきましては、まず質問の結論から言いますと2千万円を超えるような大きな金額の専決処分というのは、事と次第によってはということになりますけれども、今回の議題に関しましては、やはりちょっと無理があるのではないのかなというふうに感じています。なぜかと言いますとそれぞれ説明を求めるのですけれども、このことにつきましては、水道の話ですので本当に急を要するというようなことも大変よくわかりますけれども、いただきました資料によりますと、この井戸に関しては26年に、2年前に一応検査をしたと。そのときに漏れが発覚して清掃を

行ったと。それから2年間この11月までどのような対処をしてきたのか。要するに11月1日、2日に再度検査をして、もう使えないような状態にあると。これでは農繁期に関して非常に問題が出てくるので今即急というふうなお話の専決処分になっていますけれども、逆に言いますと農繁期に足りなくなるんですから、実際に専決までして早くやらなければいけない理由というのはどこにあったのかなど。ましてや臨時会を招集することに対しての抵抗があるわけではないですから、やはりきちんとしたかたちの中で意見をもらって決定すべき事項ではないかと思うのですけれども、そこら辺の一連の対処と考え方についてお答え願います。

○議長（上原豊茂君） 上下水道課長。

○上下水道課長（山本正徳君） 開盛の井戸の新設につきまして、2年前にナンバー2の井戸の破損等によって、その後の経過と専決処分についての緊急を要することについての説明等のお話がありました。

まずこの井戸につきましては、2年前にストレーナー、スクリーン部、こちらに穴が開きまして、砂や小砂利が堆積したことで取水量の低下を招いたということで、当時井戸の清掃、砂の抜き取り等を行っております。その後、原因等の追究のために井戸にカメラを入れて中身等も検査も行ってありますが、堆積物等が完全にちょっと取りきれなかった状況にもありまして、内部等にカメラを入れましたが、原因の追究には至らなかったと。推測の部分ではストレーナー部分に穴が開き、砂等の堆積があったということでの結論でした。それで取水に関しては、ある程度、当時の清掃において取れたということで、今年度も砂利等の堆積等がみられることから、砂等の除去等を行いながら取水、ある程度の取水等を確保しながら水を供給していきたいということで清掃等を行ったところです。ただかなり弱っておりまして、今回の清掃等で配管等に堆積物、それが予想より多く堆積し、取水管が埋まってしまったという状況となっております。それで完全に取水ができなくなったということで今回新たな井戸を掘らざるを得ないという結論に達しております。現在この開盛地区につきましては、ナンバー1の井戸、ナンバー2の井戸、2本で取水を行っております。そしてナンバー2の井戸につきましては今回取水ができなくなった状況ということで今ナンバー1の井戸で取水を取っております。冬期間につきましては比較的需要等が少なく、ナンバー1の井戸、こちらの方で取水をとって供給を行っておりますが、いずれにしてもぎりぎりの余裕がない状態での取水となっております。多少の需要等が変動いたしますけれども、そういった部分で需要等が重なりますと水の供給不足が生じる可能性があることから急きょ新設の井戸を掘りまして、水を供給、安定供給をするために井戸を掘るものと判断したものでございます。井戸につきましては、掘削から1か月程度の工期等が伴います。それで直近で需要が高まるというのはお正月近辺あたりの需要がある程度固まるのではないかなという予想のもと、それまでには施設の整備等を終わらせたいということでの専決処分となっておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（上原豊茂君） ほか、ございませんか。

余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） 6番、余湖です。今の課長の返答というのは私の問いに対して一切答えていないと思いますが、なぜ、それでいいんじゃないかと思うんです。いいという

のは答えていないと思うので再度の答えをお願いしたいと思います。要するに2年前にそういう状態になってから今年の11月までにどういうことをやってきたんですかと。大事な水道水の水源に対してこれだけおかしいなという状態の中から2年間どういうことをやってきて今回の清掃になったのかということをお聞きしたんです。それとお正月に向けて水道の需要があるから急ぎょやるんだというのは事前の説明とはきっと違うと思います。事前の説明では今回の農繁期以外のものについては違うところからの水源をもってきても十分間に合うと。要するに農繁期のための量が少なくなるんで困るんだということの井戸掘りだと思しますので、ですからなぜそれだけ急がなきゃいけなかったのかということをお聞きしたのですけれど、再度お願いします。

○議長（上原豊茂君） 上下水道課長。

○上下水道課長（山本正徳君） この2年間どのようなことをやってきたのかという部分でのお話と、農繁期の需要に向けたかたちの部分の整備で間に合うのではないかなというようなことのお話だったと思います。

それでこの2年間、2年前に井戸等の砂利等がスクリーン部の破損によって砂利等で取水量の低下を招いたという現象が2年前に起きました。それで井戸の清掃等を行って、ある程度の砂等を取り除いて取水が当時完全ではないにしろ取水の確保が取れたということで、その後様子を見ていた状況でございます。今年度につきましては取水の低下が招く恐れがあるということもありまして、あと砂等で多少上水に影響があるということの部分もありまして、ろ過機のろ材の交換だとか、ポンプの目詰まり等、砂等の目詰まり等もありますのでポンプの交換等、できる部分については順次して水量の確保に努めていたところです。今回もある程度の清掃、それによって水の供給等を賄いたいということで清掃等も行ったのですが、今回井戸がちょっと砂等で完全に埋まってしまったということで急ぎょ掘らなければならないというような状況に至ったこととなっております。現在、農繁期の需要に向けて整備で間に合うのではなかったのかというようなお話だったと思えますけれども、現在ナンバー1の取水の井戸の最大能力につきましては大体1時間当たり6.3<sup>m</sup>が限界となっております。それで1日当たり、またはろ材の洗浄、逆洗<sup>ぎやくせん</sup>なんですけれども、それに使う水量等を差し引きますと1日当たり大体140<sup>m</sup>あたりの取水の能力となっております。現在、協成、豊坂、清住地区、この開盛水源の地区での使用料につきましては約、1日平均130<sup>m</sup>から150<sup>m</sup>ということで、現在ナンバー1の井戸でつくれる水とほぼ同等の数字となっております。そういったことで一時的な使用量等の増加等につきましては、それぞれ豊坂の配水池、協成の配水池、常盤の配水池、それぞれの配水池で数十tの水等が確保されておりますので、そちらで調整しながら使用はできますけれども、数日間ナンバー1の井戸の最大のつくれる水の量を超えるということになりますと取水の制限だとか、新たに水を供給しなければならないとか、そういうようなことが出てきます。現在一つの井戸でつくれる水の量というのは限りがありますので、余力がない状況ではあります。そういったこともありまして、新しい水源を1日も早く確保しなければならないということでの専決処分でもあります。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 質問の中に農繁期の対応でなかったのかということがあるんですけれども、その件についてはいいのかな。事前説明との違いを指摘しているんですけれど

も。

時間があったくないので、ここでちょっと暫時休憩して質疑に対する回答の調整をお願いしたいと思います。

休憩 午前10時 2分

再開 午前10時 6分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（山本正徳君） 説明等が不十分で申し訳ありません。

まず、2年前の関係からのその後の対応等につきましての部分についての経過について説明させていただきます。2年前、取水量の低下を招いたということで、砂等の除去等の清掃を行っております。その後、砂も取りきれなかった部分もありまして、内部調査ということでカメラを入れて中を見ておりますけども、中にストレーナー部分まで砂等が堆積していたということで、そのときにストレーナー部分、こちらに穴が開いているのではないのかというようなことの結論に達しております。それと取水量等の確保等も含めまして、それに合わせまして、ナンバー2の井戸1本で当時取水をしておりました。それでナンバー1の井戸、こちらの方も復帰させまして、ナンバー1とナンバー2の2本の井戸で取水を確保するというので、この2年間の間で作業をしております。それである程度の取水量の確保が2本の井戸でとれている状況となったということでもあります。今年度またナンバー2の井戸につきましては、ちょっと取水量の低下の傾向が招いているということで、また砂等が堆積しているのではないかとということで清掃を入れたというような経過となっております。それで今回ナンバー2の井戸、こちらの方が清掃を入れたんですけども、実際砂等かき上げて取っている中で穴等がさらに広がっていったという状況もありまして、何回か砂等、これ除去の作業等行ったんですけども、今度、管の周りに充填<sup>じゅうてん</sup>している砂、これ以外に地層の土砂等これらも内部に流入するような現象等も現れておりまして、これを除去するために一生懸命掘ると今度周りが空洞化してしまうというような状況等も懸念されるということから、これ以上の清掃等はできないという判断でナンバー2の井戸につきましては、取水ができなくなったという経過でございます。それで農繁期に向けてということでの回答、説明等させてもらったんですけども、現在、先ほど説明したようにナンバー1の井戸だけでの取水の能力、現時点での状況においてもぎりぎりの状態ということで需要等が増えることに対する取水の部分の余力がないというような状況でもございます。水道の安定供給につきまして、1日でも早く安定供給を図りたいという観点からの専決処分となっております。ここの開盛地区につきましては、ここの開盛水源のこの井戸だけで水を供給している。そういうような地域でございますので、井戸の新設等につきまして専決処分<sup>せんけつしぶん</sup>で1日でも早く整備をしたいということでの専決処分となっておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質問ございませんか。

余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） 6番、余湖です。今のも答えじゃないですね。ちょっと全然足りないと思います私の言っていることに対して。今、課長が説明したことは説明されていたことでわかっていることですよ。井戸の穴とかかなんとかね。それもう2年前にあって。だからそれもうさっき言ったとおりわかっているんですけど、ですから大事な水道水であって、しかも1本穴開いてたまってきている、1本は使っていなかった、けどその使っていないやつを使ってまで水道水を供給しないと間に合わない状態でありながら、2年前からこの11月までどういう対処をしたんですかということをお聞きしましたよね。そしたら完全ではない状態だというのはわかっていたけれども様子を見ていたとか、水を取る量じゃなくて過の関係でも対処はしたんだよとあって、それはちょっと根本的な対策じゃないでしょきっと。ですからきっと1本はたまってどうしようもなくなってきていたら、これはいつ駄目になるか、そのときカメラを入れて穴開いているのがわかって、取ったけど取りきれなかったという現状もあって、そしたらいつかは駄目になるんだろうと思ったら2年も放っておくというか、もっと具体的な対処をしない方がおかしいと思います。それでなぜ専決処分をしたのかということをお聞きしたんですけど、ですから量的には農繁期が大変だから井戸を掘るんだということの説明でしたよね。ですから農繁期に間に合わすのだったら11月頭にそれを発見して11月7日に専決で業者に頼むような急ぐ仕事の必要性はないのじゃないかと。2千万円もかかるお金の予算に対して議会の承認を得るために専決なんてしないで臨時会を開いてきちんとしたかたちでやっても間に合うんじゃないのかなと。そこら辺はどうしてそうなったのかなということをお聞きしたんですよ。ですから私としては本当に数千万円のかかる事業に対して簡単に専決されては本当に議員は何をやればいいんだという話になるんじゃないかと思っています。ですからやはりそこら辺の事情はね、もっときちんとしたものがあるなら聞かせてほしいと。そういうことをまずお話しした。最初からそれを言ったつもりですけど、それに対する答えがないので、3回目でもったいないですけどお願いします。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 申し訳ありません、農林商工課長なんですけれども、2年前、上下水道課の課長をやっておりましたので、その関係もございましてちょっと補足の説明をさせていただきたいと思うんですけども、今までの経過等については今、山本課長の方でお話したように2年前調査をして、穴を開けてストレーナーが破損しているということで砂が上がってくると。2年間は1号井戸と併用して使っていた。余湖議員がおっしゃるとおりわかっているということでございますけども、実はですね、あそこの豊坂地区につきましては、今、道営事業での営農飲雑用水ということで、それを計画をしている段階でございました。これは、水源につきましては開盛の水源を主として考えておりましたが、当時の計画では開盛の水源については大丈夫だということで計画をして豊坂配水池等の改修、それから管路の老朽管の改修ということで道営事業を計画をして、現在計画を進めているところでございます。平成30年をめどにですね、計画を進めている最中でございましたので、2年前のときにその話がちょうど計画で上がってきた段階でございましたが、そのときに新しい井戸を掘るのであれば、ちょっと当然お金もかかることもありますし、もっと根本的な部分で道営事業の中で水源の確保ということも含めてですね、できないかということもちょっと正直言って模索していたところでございます。そ

の間ですね、今のところ昨年については1号井戸と2号井戸で取水をしながら農繁期、それから年間の取水量等については確保できているという段階で、昨年度も井戸の清掃については当初予算で予算組みもしてございました。清掃費ということで。ただ清掃しなくても取水量をずっと確保できておりましたので、27年度については、清掃を行っていません。十分というのか、ぎりぎりだったかもしれませんが、水の確保はできておりましたので、道営事業に向けてということで上下水道課の職員の方もいろいろと検討していた中で今回、山本課長が言ったように取水量の不足、砂がたまってきたということもございまして清掃した結果ですね、清掃した結果がよかったかどうかはわかりませんが、砂が結果的にどんどん上がってくる。周りの土も上がってくる。これではもう井戸として成り立たないということで、急きょ井戸を掘らなくてはならない。道営事業まで待たられないということもございましたし、用地の確保等もございましてけれども、そんな中で専決処分をさせていただいたということでございます。

それから農繁期の部分であれば余湖議員が言うように専決ではなくて臨時議会でも十分対応できたのではないかとご質問でございますけれども、やはり余湖議員も先ほどおっしゃっていましたが、大事な水道水、安全供給の水道水という部分の供給で考えますとですね、1日でも早い、本当に1日でも早い部分で上下水道課としても、もう待たないということで、水の量的には、いつ需要が間に合わなくなるかということも、ちょっと不透明な部分もあったと思いますので、その結果、専決処分という対応をさせていただいて、すぐに調査、それからボーリング、用地の確保、当然、井戸のすぐ横では何の意味もございませんので、ちょっと多少離れた場所の用地の確保を地権者とも協議をして了解いただいて契約等を進めながら進めたいということもございましたので専決処分ということで対応させていただいたということになります。余湖議員おっしゃることもわかるんですけれども、そんなことで対応いたしましたので、ご理解いただければと思います。

○議長（上原豊茂君） 質問が最後なんで、もし回答の方で何か補足があれば、よろしいですか。以上の前担当者からの説明がございましたけれども、余湖議員それでよろしいですか。特別なことがあれば、よろしいですか。

○6番（余湖龍三君） 一つだけ言わせていただければ、質問したいのですが。

○議長（上原豊茂君） 規定には反しますけれども、これについては回答の食い違いがありましたので、特別な対応をしたいと思います。

○6番（余湖龍三君） 6番、余湖です。今の遠藤課長の説明はある意味中身があったなと思います。ただ一番大事なところは、私は先ほどから言っているのは、農繁期に対して水は絶対足りなくなりますよというような、この間の説明からもありました。しかも一般的にはあそこの住民に対する水道水については間に合うという表現をちゃんとしたじゃないですか。ましてや多少正月で足りなくなってもどこから引っぱってきて何トンだかの水の余裕があるんで、それでいけますと、そういう説明をきちんと事前の全員協議会で説明されています。ということは水道水に、住民が今、冬の間使う水道水については問題ないんだと。そういう判断を私はしていました。ですから、なぜこの大きな金額の専決を急いでしなければいけないのかということの食い違いがあるんですよね。ですから今、遠藤課長の話の中では水道水も困るかもしれないから大至急やらなければいけないんだという説明を・・・

○議長（上原豊茂君） 簡潔にお願いします。

○6番（余湖龍三君） はい。ですからそのところが説明が食い違っているところがあるんですけど、私はとりあえず今の水道水が間に合うんでしたら、きちんとしたかたちで臨時議会を開いてでも、こういうことは決めるべきだと思うんですけども、最後にお願いします。

○議長（上原豊茂君） 一つだけ余湖議員の説明を受けたときの説明内容との認識の違いがありますので確認しておきます。今の配水関係については、他とつながっていないという説明がありましたので、そういう意味では、他から水を流すということのできないラインだという説明ですので、それも含めて、直接、貯水池にもっていかなければならないという。

上下水道課長。

○上下水道課長（山本正徳君） ただいま余湖議員の方から水が農繁期で足りなくなるということで、今は足りているのではないかというようなかたちの

○議長（上原豊茂君） 簡潔にお願いします。

○上下水道課長（山本正徳君） はい。全員協議会での質問の部分で私が回答と説明をさせていただいた部分で若干の食い違いがあったのかなとは思っております。現時点ではいろんな部分のやりくりで足りるということでの説明をさせていただきました。それにつきましては、短期間の内容の部分でこの工事、新設井戸の工事を行っている期間、ひと月程度に関しては、こういったかたちで乗り切れるのではないかということでのお話をさせてもっております。それでちょっと長期の先の状況によりますと、需要に関しては不透明な部分も非常に多いということで、現在のつくれる水等を超える可能性もあるということでの新設の井戸の整備を早急をお願いしたいということでのお話をさせていただいております。そういった部分でご理解いただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 余湖議員との関係については、これで終了いたします。

ほか、ございませんか。

川村進君。

○7番（川村 進君） 7番、川村です。この豊坂水系に関係する水道の水が足りない、足りる、これは平成19年にもう発生していた。というのは清住にある取水井戸が※金気で使いものにならないとあって、そのときに莫大ぼくだいなお金をかけてろ過してみたり、いろいろやった。清住から取水し豊坂に水を回すために、多額の費用を投じている。そのときにもう既にこの開盛の井戸、問題になって、1号、2号、これ両方動いていたかどうか。もう19年に既に豊坂は水が足りないということは発生していた。このときに、これ町長と私との話で何とかと言ったけれども、清住のろ過をしてやらなければ水が足りないと言っていた。それなのに今28年というと、丸9年たって、まだ水が足りるとか足りないとか言っている。おかしいんでないかまずこれは。もう既に19年の年にもう2本なり3本なりにするなり、いろいろできたはずなのに、それをやらないで、そうしてね行政はその都度、その都度、言ったら長期的な展望をしない、近視眼的にみて修理をしたとか何とかというやり方は、これは遅すぎるし、お粗末過ぎると思う。はっきり言って。それと今回はそんなあれだけど、1号機と2号機、いつつけたのこれ。何年経過して今回の問題が起きているの。それで点検、これはどのように点検しているか。これ問題だからね。そして二つ目、

私は何人にも聞いているんだけど、今回これ38ページにキャッシュ・フローという言葉を使っている。キャッシュ・フローなんていう言葉をね使われたら、一般の町民はわからないと思う。私だってわからない。だから上下水道課はきちんとこういうものを出すときには親切に出してこいと言って、何回も言っているのに守らない。これはおかしい。それ一つ答えてください。

○議長（上原豊茂君） 上下水道課長。

○上下水道課長（山本正徳君） 今、川村議員の方から清住の水系からの切り替わり、その19年の部分から水が不足していたのではないのかという部分の質問と1号、2号の井戸、これについての経過、それとあと38ページのキャッシュ・フロー、これについての部分でのご質問等がありました。

まず清住の浄水場、そちらの方の配置に伴う部分で開盛に統合されたということの部分です。その時点で平成20年に開盛地区、こちらの方の用水調査、水の量が足りるかどうかというようなことで、ナンバー2の井戸、こちらの方の調査を行っております。そのときにナンバー2の井戸の用水量につきましては1分当たり455ℓ、でも濁りや砂等がこの当時は生じていないということで、およそ267ℓ毎分以上の取水能力があるだろうということの判断をさせていただいて、清住の水源の代替井戸としては水量的には問題ないだろうというような当時判断をしております。それでナンバー1の井戸につきましても210ℓで濁り、砂等も生じないため現状の188ℓ毎分が限界との判断ということでの水量調査を実施しております。その水量調査を基に開盛地区の水で十分足りるだろうということで、今回取水量の低下を招いた原因につきましては、井戸本管の破損によって、その機能が十分でないということでの対応となっております。水源、地下約120mぐらい掘ったところの水源なんですけれども、井戸の水源自体は水量としては十分あるというような判断ではございます。そういったこともありまして、今回井戸に関しては新設、新たに掘り直して水量の確保を図りたいということで対応しております。1号、2号、それぞれの井戸の関係なんですけれども、ナンバー1の井戸、これにつきましては平成2年に道営事業におきまして試掘をしております。そして平成7年に開盛の浄水場を建設とあわせて供用開始をしております。ナンバー2の井戸につきましてはナンバー1の井戸、これの取水量が徐々に減ってきたということもありまして、ナンバー2の井戸を平成13年に掘削してナンバー2、ナンバー1の交互運転を行っております。

あと38ページのキャッシュ・フローの関係となりますけれども、これらの帳票につきましては、企業会計特有のものでございまして、それぞれの様式等決まっております。キャッシュ・フローにつきましては、それぞれのここで書いてある事業活動、それごとのこの1年間の現金の流れを示すものとなっておりますので、これ企業会計法に基づく帳票となっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 点検状況はいいんですか。

○上下水道課長（山本正徳君） 井戸の点検等につきましては、取水の低下が招いたとき、2年前ですけれども、26年にカメラ調査等を行っております。1号、2号、それぞれ症状が現れたときに調査等を行いながら、それぞれ対処している状況で、日常の点検につきましては管理を行っているところにおきまして、取水の変化等を常に記録し、それを点検

しているところでございます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） ほかにございませんか。

川村進君。

○7番（川村 進君） 7番、川村です。私の質問の中で1号機と2号機が何年に造られて、平成19年に水が足りないということが発生したと思う。そのときにね、もう1号機、2号機が両方動いていたのか。それで水が足りなかったら3号機をもうそこでやるか、それとも今の言っている1号機、2号機、どちらかを大きい用水にして水をくみ上げる能力を上げるかにしなければ、これは駄目で、場当たりのこなりましたからこうして専決処分させていただきますでは駄目、長期的にね見て、どれだけ水が足りなくなりそうか、余るかというところまできちんと点検をしなければ駄目だということを私は言っている。いいですか、これ1号機、2号機、本当に水足りていたのか、足りなかったのか、ちょっと穴が開いて水、土砂くみ上げちゃったから調子が悪くなりましたとって、水が足りないということは本体2本を動かしても足りなかったのではないかと思うけど、どうなんだい。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私が水道管理者でもありますので、私の方から答弁をさせていただきます。

まず、キャッシュ・フロー、これは一つの公会計の中で水道会計等でもよく出てくる言葉ですけれども議員ご指摘のとおりなかなか一般的にはわかりにくいという点では努力しなければならぬんですけど、一般的にはお金の流れのことをキャッシュ・フローというふうに捉えていただければいいのではないかなと思います。これらを今後使うかどうかについては全体の中でまた検討させていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思ひます。

一つは、平成19年に水が清住のところのあそこが水が足りなくなったのではないのか。あるいは鉄分が多くなったのではないのかというご指摘でございます。私の記憶ではあの水源は鉄分もそうですけれども、亜硝酸が非常に濃度が増してきていると。すなわちこれはいい悪いは別ですよ、農家の方が堆肥をどんどん畑に入れることによって水がアンモニア系、亜硝酸が非常に高まってきている。そのためには水酸化ナトリウムをどんどんあれして水を浄化していくということをやらないとまともな水を配れなくなるのではないかと。それで水源をどこに求めるかと。これは二つ出てきました。一つは境野です。境野から水を持ってくると何とか可能なのではないのかということでしたけれども、それは置戸町が簡易水道から手直しをしていかなければならない。水道全体の水質の低下ということもあって、これ留辺蘂の関連もあるんですけども、置戸町の水の整備からいくと非常に時間を要する。経費も要するというので、それは待てないと。これが一つです。もう一つあったのは開盛の現在使われている水源地からもってくるというのが現実的だし、水量も十分あるという結果のもとに私どもは開盛から水道をもっていくということを決断をさせていただいたと。そのときは十分水量がある。しかし先ほど遠藤課長が補足で言いましたように豊坂水系についてはかなり老朽化してきています。例えば配水池でいっている豊坂の高台にあるもの。清住の中段にある中ほどにあるものについてもタンク相当含めて、かなり老朽化してきているので、総合的な見直しや水道の安定的な供給のために水源地を含め

て、ここ数年の間に何とかしていかなければならない状況だということは経過としては事実であります。今、開盛の井戸を掘って1号機と2号機はもう既に運転しておりましたし、十分水量が確保できるという、これ専門的な方々の助言もいただいて、あそこから豊坂の水をもっていくという決断をしました。しかし2年前に濁りが入っている。濁りというよりも泥が入ったということで、それを除去した。これで2年間もつだろうということで推移しておりましたし、もちろんカメラを入れたり、いろいろな検査をしていましたけど、センサーの中で泥がまたたまってきているという結果が出まして、見てみると先ほど言った1号と2号の片方がかなり砂が上がってきていたり、破れたところから入ってきているということで、このままでは使えなくなるであろうと。そうすると1本だと。1本でもし万が一のことがあったら、豊坂、清住、開盛、協成等の水が全然供給できないと。これは何としても早急にその善後策を対応しなければならないということです。ですから全員協議会で現時点では乗り切れるかもしれないと。もちろん農繁期になったところは当然駄目だと。だからライフラインですから、命に関わることですから、できるだけ早く、これは水の供給をしていかなければならないだろうという点でいくと、水脈があるといわれているあの開盛の井戸の南側にもう1本掘らざるを得ないと。こういう質問が出ました。もし出なかったらどうするんだと。出なかったら掘り直すしかないというのが状況です。すなわち、うちの町は大谷水源を基本にしながら非常に水の水源が少ない町でありますから、私は今回のこの開盛のあれはできるだけ1日でも早く、出なかったということももちろんありますし、でなかったらどうするんだという問題もありますし、何かのことがあって使えないということになったら消防のポンプ車で運ぶしかないわけですから、その点でいうと2千万円が専決で妥当かどうかという問題は確かにありますけれども、しかし私たちはそれよりもやはり生活、産業に影響が出ることはできるだけ早く安定的な水の供給をするというのが基本的な考えです。ですから川村議員の質問にありましたように19年の経過はそういうことです。そして開盛に移りました。開盛は、水は十分確保できるという決断のもとで開盛の供給を開始したということが本当のところなんです。しかし実際には管の横がやぶれてそこから泥が入っていったりして堆積していくという状況の中で1本は使えなくなって、もう1本の方は何とかかろうじて間に合っているけれども、こんな状況の中で何か月も延ばすことはできないということもありまして、町長として安全に関わることなので専決処分をさせていただいたというのが本当のところですのでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 10番、西山です。1点だけお聞きします。ずっと気になっていたのですが、まず、その4地区に酪農家は何軒ぐらいあるのかということと地域住民の方たちからの苦情なり不安の声がどの程度聞かれたのか。その点をお知らせください。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） これ正確な数字でないことをお許しいただきたいと思えます。大体、豊坂、清住、協成、開盛入れて10数件でないかというふうに思えます。

それから地元の人にとどこまでいっているかという、説明しているかと。これはですね、豊坂水系の状況については農業の基盤整備事業の中での説明はしていますけれども、今あ

そこの状態の水がどうなのかという点については、これは一切公言していません。逆に言うと不安感をあおりますから、それから途中で開盛からもっていくときに、もう数年前になりますけれども、常盤に入っていくところにポンプをあそこに設置して高台に上げたりということもしたりしてありますけれども、それらについては地元の説明はしてありますけれども、今回のようなことについては、地元には説明をしないという、していないというのが状況です。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

河端芳恵君。

○3番（河端芳恵君） 3番、河端です。何点かお伺いいたします。先ほど町長の方からも説明ありましたが、もしこの井戸が出なかった場合、それはまた掘り直しということになると思うんですが、そういう場合はどのような対応になるのか。125mという、この地域は2年前にも土砂上げしたりして、土砂対策が必要などころではないのかなと思いますが、それに対する対応というか、それはどのように考えていますか。

○議長（上原豊茂君） 上下水道課長。

○上下水道課長（山本正徳君） 現在掘っている井戸について、出なかった場合はどのような対応がなされるのかということと、2年前にも土砂等があったということで、その対策はということのご質問がありました。

井戸については現在掘って、井戸の専門家等の意見を伺いながら、この辺の地域、水脈等については掘れば出てくるのではないかなというように高い確率のもとで実施しているところではございます。ただ125m、かなり深い井戸となっております。実際掘ってみなければ水上等については確実ではないのが現実であります。現在掘削等の作業をしております。それで水質、水量、それらの部分を確認いたしまして、水源として対応できるかどうかについての判断については掘削後の対応となります。もし出なかった場合につきましては、あらためて協議し対応するようなことになると思います。

砂等の関係につきましては、今回、配管の破損等によって砂等が入ってきたということでございます。配管等の破損がなければ一定の水量等の確保はとれる場所ではないのかなと感じております。それに対する具体的な対応等につきましては、現在考えている部分につきましては井戸、これについては直管の管径を太目にして掘っております。もし将来的に配管等が破損等したとしても、その内径にもう1本配管を入れるようなことを考えての対策を現在はとって工事を進めております。具体的にいいますと今詰まっているナンバー2の井戸については150mm、15cmの管です。その管であれば中にもう1本入れることは不可能ということで、新たな井戸を掘っている状況でございます。現在掘っている部分につきましては、井戸の管径は200mm、20cmで管を埋めると、掘るということで、もし200mm、これに破損等が起きたとしても今度100mmの管を中に入れるということができるとということで専門家の意見を伺いながら、そういうような施工方法をとっております。対策としてはこのようなことをとっております。

以上です。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第72号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで午前10時55分まで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時55分

○議長(上原豊茂君) 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

#### ◎議案第65号

○議長(上原豊茂君) 次に、日程第5、議案第65号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書1ページです。

余湖龍三君。

○6番(余湖龍三君) ただいま、議長のお許しをいただきましたので、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を説明いたします。議案書1ページをお開きください。議員提案であります。

議案第65号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第31号)の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

平成28年11月25日提出、本案の提出者は所管の議会運営委員会でございます。訓子府町議会議員、余湖龍三、同じく、須河徹、同じく、山田日出夫、同じく、西山由美子の4名でございます。

平成28年10月14日に国家公務員に対して出された人事院勧告に基づく、給与改正法案が閣議決定いたしました。本町の議会議員の期末手当については従来からこの勧告に準じて改正してきている経過を踏まえ、本年11月14日の全員協議会において協議を行い決定し、この条例案を提案させていただくものであります。

それでは、記以下について、ご説明いたします。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、次のページに新旧対照表を掲載しておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。表の右側が現行であり、左側が今回の改正案でありまして、改正箇所には、下線を引いております。なお、内容の説明につきましては、下段にあります

期末手当改正概要にて、ご説明いたします。

まず、第1条であります。12月期の期末手当を現行の2.175か月から2.275か月とし、年間の支給月を0.1か月プラスし、4.3か月とするものであります。

また、第2条では、平成29年度以降に支給される分についてであります。6月期に支給される期末手当を現行の2.025か月から2.075か月とし、12月期に支給される期末手当を2.275か月から2.225か月とし、年間の支給月数を28年度と同様、4.3か月とするものであります。

次に、1ページに戻りまして、附則であります。この条例は、公布の日から施行するものいたしますが、ただし、第2条の規定につきましては、平成29年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第65号について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑は、提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○7番（川村 進君） 7番、川村です。これ反対とかそういうことでなくて、この文章の記以下の「議会の議員の議員報酬」となっているけど「議会の議員」という言い方はこれ名称があるのかい。私はこれは「訓子府町議会議員」のというふうになるのであって、議会の議員のというのは、これは違和感、こういう文章をもらうたびに違和感を持つけども、こんな言い方があるのかい。どうなんですかねこれ。余湖議員が説明なのか、どこが説明なのか。

○議長（上原豊茂君） これは提案者の説明になるわけですけども。

余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） ただいま川村議員から言葉についての質問がございましたが、私は議員を5年目ですけども、言葉については何ら疑問を感じたことがございません。

○議長（上原豊茂君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号、議案第69号、議案第66号、議案第67号

○議長（上原豊茂君） この際、日程第6、議案第68号、日程第7、議案第69号、日程第8、議案第66号、日程第9、議案第67号は関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第68号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書15ページです。

総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 議案書の15ページをご覧ください。

議案第68号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和25年条例第15号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

次の議案第69号で職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提案させていただいておりますが、この中で勤勉手当の改正があり、期末勤勉手当の支給割合が改正となりますことから、これに準じまして町長、副町長及び教育委員会の教育長の期末手当支給割合を改定しようとするものでございます。

記以下に本文が載っておりますが、16ページをご覧くださいますと、新旧対照表、それから表の下に期末手当改正概要という表がありますが、この表でご説明いたします。

今回の改正では、表の一番右側の欄にありますように、現行年間4.2か月を4.3か月に、0.1か月分引き上げるものでございます。

また、改正文は2条で構成され、第1条では平成28年度の支給割合、第2条では平成29年度の支給割合を規定しております。

平成28年度では12月期に支給する期末手当の割合を2.175か月から2.275か月に0.1か月分引き上げ、平成29年度は6月期と12月期にそれぞれ0.05か月分引き上げて支給することとしております。

前の15ページに戻っていただき、附則をご覧くださいますと、ただいまご説明いたしましたように、第1条、第2条それぞれの施行期日を規定しております。

以上、議案第68号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書17ページです。

総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 議案書の17ページをご覧ください。

議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

まず、職員の給与制度につきましては、国家公務員の給与制度に準じて定めております

が、本年8月8日に人事院勧告があり、この11月16日に、人事院勧告どおりに、国家公務員の給与関連法案が国会で可決されたことから、このことを踏まえまして、今回条例改正を行い、給与改定することを提案させていただいております。

今回の給与改定は大きく給料表、勤勉手当、扶養手当の大きく三つについて改定するものでございます。

改正文は、次の18ページから24ページまでとなっており、25ページから28ページまでの新旧対照表を載せておりますが、段階的な改正などもありますので、条文等が少々複雑となっておりますので、給料表以外につきましては、29ページに掲載の表を中心に説明させていただきます。

まず、給料表の改定でございますが、18ページの改正文をご覧くださいと思いますが、第1条の一番下の行「別表第1を次のように改める」とありますが、この別表第1は給料表のことですけれども、19ページから21ページにかけての表のとおり改定するものでございます。

改正内容は、初任給を1,500円引き上げ、若年層についても同程度、その他は400円を引き上げることとし、平均で0.2%の改定率となっております。

なお、この給料表の適用は、平成28年4月1日に遡及することとしております。

次に勤勉手当の改定でございますが、改定内容を整理したものが、29ページの「期末・勤勉手当改正概要」の表であります。

まず、一番上の表の一般職員に関わるものでございます。表の右側の「年間」の「勤勉」という欄がありますが、これは勤勉手当でありまして、現行年間1.6か月を1.7か月に0.1か月分引き上げるものでございます。

第1条では、平成28年度の支給内容を整理しておりますが、12月期の勤勉手当、現行0.8か月を0.9か月に0.1か月分引き上げて支給することとしております。

第2条では、平成29年度以降の支給内容を整理しておりますが、6月期、12月期、それぞれの勤勉手当を0.05か月引上げることとしております。

その下の表は、再任用職員に関わるものでございます。

本町には、現在のところ再任用職員はおりませんが、年間でいいますと表の右側の勤勉手当の欄をご覧くださいと思いますが、現行0.75か月を0.8か月に0.05か月引上げるものでございます。

第1条では、平成28年度の支給内容を整理しておりますが、一般職員同様、12月期に現行0.375か月を0.425か月に0.05か月引上げ、第2条の平成29年度では、6月期と12月期にそれぞれ0.025か月分引上げることとしております。

次に、一番下の扶養手当改正概要の表をご覧ください。

今回の改正は、手当をめぐる状況の変化を踏まえ配偶者に係る扶養手当を父母等に係る手当額と同額まで減額し、子に要する経費の実情や、わが国の少子化対策推進の観点から子どもに係る扶養手当を引き上げるというものでございます。

また、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、平成30年度までの2か年で段階的に改正するものでございます。

具体的な改正内容でございますが、配偶者の扶養手当については、現行では13,000円となっておりますが、平成29年度に10,000円、平成30年度に6,500円

に改正。

子の扶養手当については、現行6,500円、平成29年度8,000円、平成30年度に10,000円とするものでございます。なお、父母等に関しての改正はございません。

また、表の下の米印をご覧ください。

職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額については、平成28年度、現行11,000円を平成29年度は子10,000円、父母等9,000円に。平成30年度以降は、子については10,000円と同額ですが、父母等は6,500円となり、配偶者の有無による手当額の差がなくなるという改正を行うこととなります。なお、扶養手当に関しましては、平成29年4月1日から施行することとなります。

最後に、23ページの附則をご覧ください。

23ページの附則ですが、第1条では、施行期日等を、第2条では、改正前の条例に基づき支給された給与は改正後の条例に基づく給与の内払いとみなすことを、第3条では、扶養手当の段階的な改正等を、第4条では規則への委任について規定しております。

以上、議案第69号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第66号 平成28年度訓子府町一般会計補正予算（第8号）についての提案理由の説明を求めます。議案書3ページです。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 議案書の3ページになります。

最初に今回の補正予算のもととなるものにつきましては、関連条例の説明を前段でさせていただきましたけれども、今回の補正予算では予算科目の区分で不足する給与、人、期末手当および勤勉手当の分のみを提案させていただいておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。また率につきましては、条例改正のところで説明しましたように、議員および特別職3人は期末手当の方での率の改正、職員については、勤勉手当の方で調整しておりますことも合わせてご理解いただきたいと思います。なお、残りの給与改定およびこれに付随する共済費や負担金等につきましては3月の予算の中で整理させていただきたいと思いますので、これも合わせてご理解をいただきたいと思います。理解していただくこといっぱいありますけれども、そんなことで説明したいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案書3ページの議案の説明に入らせていただきますけれども、議案第66号 平成28年度訓子府町一般会計補正予算（第8号）の説明を申し上げます。

まず、第1条では、歳入歳出のそれぞれ472万円を追加し、予算総額の歳入歳出をそれぞれ50億6,713万2千円とするものでございます。

第2項では、今回の補正にかかる款項の区分ごとの金額等についてでございますけれども、次のページの1表のとおりでございますけれども、これについてはご覧いただくこととして、この後の5ページ以降の事項別明細書の中で説明させていただきます。

それでは、事項別明細書の説明になりますけど、まず先に歳出の方から説明したいと思いますので6ページをお開き願いたいと思います。

6 ページの一番上の表の 1 款、議会費、1 項、1 目の事業区分、議員人件費では、期末手当の率について、本年度分は 1 2 月で調整するものとしまして、支給割合を 2. 1 7 5 か月から 2. 2 7 5 か月に 0. 1 か月分を増額するというもので、1 0 人分の 2 0 万 3 千円を職員手当等として追加するものでございます。なお来年度以降は 6 か月と 1 2 か月に 0. 0 5 か月分ずつの配分ということになります。

次に、真ん中の表の 9 款、消防費、1 項、1 目、消防組合費の事業区分、北見地区消防組合負担金 1 7 3 万 8 千円の追加のこの詳細につきましては、次のページをご覧くださいと思いますが、説明欄の職員給与費の給料では町職員同様、今回の給与改定により俸給表の各号で上は 1, 5 0 0 円から 4 0 0 円まで、どちらかと言えば若い職員を頂点とする傾斜配分というふうになってございます。それに基づき消防職員 1 4 名分の給料として 7 8 万 2 千円を追加しております。その下の職員手当等では消防組合の予算書は期末手当と勤勉手当が一緒になっておりますので、それに含めまして内容は職員同様に勤勉手当にかかるものをご理解いただければと思いますけれども、率については 0. 8 か月から 0. 9 か月に 0. 1 か月分増えたということで 8 9 万 8 千円を職員手当等として追加しているものでございます。

その下の 9 款の共通経費、1 項、2 目、組合共通経費では、今回の給与改定による北見の消防本部職員の給料と勤勉手当にかかる本町の負担分として 5 万 8 千円を追加しているものでございます。

次に、前のページに戻っていただきまして、一番下の表になります。

1 3 款、給与費、1 項、1 目の事業区分、これは職員給与費になりますけれども、予算上、特別職 3 名の期末手当 0. 1 か月分の不足する分 1 8 万 8 千円と職員 9 0 名の勤勉手当 0. 1 か月分の不足額で 2 5 9 万 1 千円、合計で 2 7 7 万 9 千円を職員手当等として追加しているものでございます。なお今回の給与改定による職員給与の増加分は既存の予算の中で調整することとしておりますので、今回の補正では計上しておりません。これによりまして 8 ページ、9 ページの給与費明細書も変更になっておりますので、後ほどご覧いただきたいというふうに思います。

次に、5 ページに戻っていただきまして、これは歳入になります。

1 8 款、繰越金、1 項、1 目、繰越金につきましては、前年度繰越金は今回の補正の財源調整として 4 7 2 万円を追加しているものでございます。

以上、平成 2 8 年度訓子府町一般会計補正予算（第 8 号）の内容について説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第 6 7 号 平成 2 8 年度訓子府町水道事業会計補正予算（第 3 号）についての提案理由の説明を求めます。議案書 1 0 ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（山本正徳君） 議案書 1 0 ページをお開きください。

議案第 6 7 号 平成 2 8 年度訓子府町水道事業会計補正予算（第 3 号）について提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、一般会計と同様、給与改定に基づく手当の改正および 4 月の人事異動に伴い不足する人件費を追加補正するものでございます。

第1条で平成28年度訓子府町水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、次に定めるものとしたしまして、第2条で水道事業会計予算の第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、第1款、水道事業費の第1項、営業費用を190万6千円追加し、水道事業費の総額を1億6,107万円とするものでございます。

次に、第3条で予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費である職員給与費を190万6千円追加し、総額で3,293万6千円とするものでございます。

次の11ページ、水道事業会計予算実施計画（説明書）であります。これは一般会計の事項別明細書にあたるものでありまして、内容の説明をさせていただきます。

（1）収益的収入及び支出であります。収益的支出のうち1款、1項、営業費用の3目、総係費につきまして、総額で190万6千円の追加となり、これは4月の人事異動で2名の職員の異動に伴う異動者間の差額による不足分で職員給113万3千円、期末手当28万8千円、住居手当14万4千円、勤勉手当につきましては34万1千円のうち、人事異動に伴う分といたしまして17万7千円、一般会計と同様、給与改定に基づき12月支給分の勤勉手当の支給率が0.8か月分から0.9か月分に改正になったことに伴います職員4名分の期末勤勉手当分といたしまして16万4千円を追加するものでございます。なお、これに付随いたします共済費負担金等につきましては3月の整理予算の中で整理させていただきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

12ページから13ページの給与明細書につきましては一般会計に準じて作成してありまして、2として今回の補正に伴います給料および手当の増減額の明細を記載しております。後ほどご覧いただくこととしたしまして、説明は省略させていただきます。

次に、14ページの平成28年度訓子府町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書につきましては、活動ごとの1会計期間の現金の流れを見るための報告書ですが、今回の補正に伴いまして、前回の補正後と比べⅠの業務活動のうち当年度純利益が190万6千円減少し、Ⅳの資金増加（減少）額も同額の190万6千円の減少となりまして、Ⅵの資金期末残高につきましては4億344万円となります。

以上、平成28年度訓子府町水道事業会計補正予算（第3号）について、その提案の理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより一括議題の議案第68号、議案第69号、議案第66号、議案第67号の質疑、討論、採決に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに、1人につき2回まで質疑することを許します。

まず最初に、議案第68号の質疑を許します。議案書15ページです。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、議案第68号の質疑を終了いたします。

次に、議案第69号の質疑を許します。議案書17ページです。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、議案第69号の質疑を終了いたします。  
次に、議案第66号の質疑を許します。議案書3ページです。  
ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、議案第66号の質疑を終了いたします。  
次に、議案第67号の質疑を許します。議案書10ページです。  
ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、議案第67号の質疑を終了いたします。  
以上をもって一括議題の質疑を終了いたします。  
これより、一括議題の討論を行います。  
討論にあたっては議案番号を指定してから討論願います。  
討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。  
討論のなかった案件については、一括採決をいたします。  
議案第68号、議案第69号、議案第66号、議案第67号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。  
よって、議案第68号、議案第69号、議案第66号、議案第67号は、いずれも原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第70号

○議長(上原豊茂君) 次に、日程第10、議案第70号 財産の処分についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書30ページです。  
農林商工課長。

○農林商工課長(遠藤琢磨君) 議案書30ページをお開き願いたいと思います。  
議案第70号 財産の処分について、その提案理由を説明させていただきます。  
次の財産を処分したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第31号)第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記以下について説明をさせていただきます。

事業名は、町有林生産素材販売であります。本件につきましては皆伐で駒里町有林36林班の157小班および160小班、合計で7.7haの皆伐でございます。

処分の相手方につきましては、11月24日執行の入札におきまして、6社に応札いただき物林株式会社 国産材営業部 部長 中村雅則氏で、契約金額は2,691万1千円でございます。なお予定価格につきましては2,102万5千円となっております。

樹種別の売払材積でございますが、カラマツが3,050.717m<sup>3</sup>、トドマツは3,887m<sup>3</sup>、雑木が71.489m<sup>3</sup>、合計で3,126.093m<sup>3</sup>でございます。なお用途別で申し上げますと用材が2,866.766m<sup>3</sup>、パルプ材が259.327m<sup>3</sup>となっております。

以上、議案第70号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

川村進君。

○7番（川村 進君） 7番、川村です。この売り払いとかそういうものについては問題ないと思いますが、この中のカラマツ、トドマツ、雑木、これのうち雑木については総合計画で本町は今度は広葉樹を植えて、それを増やし、人間に優しい森林、動植物に優しい森林というのを、※ \_\_\_\_\_してということで、総合計画に入れてもらっているはず。そうするとこの雑木の71.489m<sup>3</sup>、これ売らないで残してそこに雑木の植林をすればよかったのではないかと思う。それをただ単に何でもかんでもめたくた切っちゃって売っちゃえばいいという感覚にはならないと思う。これ総合計画にきちんと入っているという説明でした。そしたら私が言った白神山地のように永久保存できる雑木の林を造って、これは子どもたちの教育の場にも十分なるしということ。それで世木沢の森を高速道路にかかったということで売買したときにも話があって雑木林は切らないと。

○議長（上原豊茂君） 川村議員、議案の内容に沿った質問の展開をお願いします。

○7番（川村 進君） こんなもの売っちゃったらどうにもならないということ。総合計画に入っているものをなぜ売なのか、大体が近視眼的にみて金だけ入ってくればいいんで、それでこれ2,600万円が入った金がこの雑木を残してその林に2,600万円を使って植林すればいい。こんなものはっきり言うけれども、全然、遠藤君のところだと思うけれども担当は。おかしいんでないか。どう思っているのかこれ。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） まず雑木の今回皆伐をいたしまして売り払いで入れてますけれども、この雑木につきましては、今回皆伐した場所で自然に昔から生えている雑木、要するにカラマツ、ほとんど9割方がカラマツ材なんですけれども、カラマツ材との間の、間というんですか、中に昔から生えている雑木、当然それを川村議員がおっしゃるように残して切ったらどうだというお話なんですけれども、それを残しながら切るとなると、手間もかかりますし、それほどいい木、いい木ってちょっと表現があれですけども、要するに面積的にも少ないということで点在しているということもございますので、今回は皆伐ということで切らせていただきました。川村議員がおっしゃるように総合計画の中で広葉樹の森、広葉樹を大切にしようということも当然うたってございます。広葉樹につきましては、今議員がおっしゃったように世木沢の常盤ですね、そちらの方で広葉樹の森というか、散策するような場所も町として指定してございますし、そういう部分を今後ですね、少しずつでも増やしながらいかに優しい、子どもたちが学習できるような森ということによって総合計画の中で今のところうたわせていただいておりますので、今回の雑木につま

しては、先ほど言ったように中に生えている、昔から自然に生えているような部分で点在して皆伐の中で一緒に切って売り払いしたという部分でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第70号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣言

○議長（上原豊茂君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成28年第4回訓子府町議会臨時会を閉会いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時36分